

平成 27 年 7 月 21 日

株式会社道北エナジー 御中

特定非営利活動法人サロベツ・エコ・ネットワーク

代表理事 高瀬清

北海道天塩郡豊富町字豊富東 2 条 5 丁目

電話番号 0162-82-3950

「(仮称)宗谷丘陵風力発電事業の計画段階環境配慮書」に対する意見書

- 当該事業実施想定区域のある宗谷丘陵は、特に風力発電施設への衝突事故件数の多いオジロワシをはじめ我が国とロシア極東地域とを往来する渡り鳥にとって我が国の玄関口であり移動経路上のボトルネックであることから、鳥類の生態にとって国際的にも大変重要な地域である。また、北海道遺産ともなっている宗谷丘陵の周氷河地形は日本の重要地形に挙げられる貴重な地形である。しかし、既にこの地域には貴社グループである（株）ユーラスエナジー宗谷の宗谷岬ウィンドファームの風力発電施設が林立しており、これ以上の風力発電施設の立地の余地は残されていないと考えるのが常識的な判断であろう。
- 前述の通り、当該事業実施想定区域内には既に貴社グループである（株）ユーラスエナジー宗谷の宗谷岬ウィンドファームの風力発電施設が林立しているほか、既に計画段階環境影響配慮書の縦覧が終了しているエコ・パワー（株）の「稚内市・豊富町における風力発電事業」の区域 A の事業実施想定区域とも完全に重複している。また、貴社の「(仮称)増幌風力発電事業」や「(仮称)川西風力発電事業」「(仮称)川南風力発電事業」、貴社グループである（株）天北エナジーの「(仮称)天北風力発電所」とも非常に近接しているほか周辺地域は多数の風力発電事業計画が濫立しており、これらの事業との複合的な影響の評価は必須である。
- 当該事業実施想定区域は自然再生エネルギーの導入に積極的である稚内市ですら「風力発電施設建設ガイドライン」において「法規制により極めて建設が困難な場所」「自然保護等から建設が好ましくない場所」としている区域を含んでいる。配慮書の段階とはいえ、こ

これらの区域を含んでいることは貴社の環境影響への配慮に対する姿勢に疑問がもたれる。これらの該当する区域を、今後の環境影響評価の過程において除外することで「環境影響を回避した・低減した」などとするのは不誠実であるため、配慮書の修正として即刻除外することを勧める。

- 前述の通り、当該事業想定区域は渡り鳥にとって重要な地域であり、これら鳥類をはじめとする野生動物への影響については、施設への直接的な衝突の予測評価のみでなく、施設を回避しようとすることによる行動の変化、施設建設に伴う造成による行動の変化などによる影響も含めて影響評価するべきである。
- 特にタンチョウやオジロワシ、オオワシなどの保護増殖事業対象種をはじめ、絶滅危惧種に指定されている生物については、今後個体数が回復・増加した際の生息環境を保全しておく必要があるため、個体数増加の際にこれらの生物が利用する可能性の高い環境も現在の生息地と同等に重視して環境影響評価を実施する必要がある。
- 当配慮書の縦覧場所は稚内市内と猿払村内の自治体施設の計 5 ヶ所のみであり、土・日曜日、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までの縦覧時間では、一般の目に触れることは難しい。例えば稚内市内の自治体施設でも、稚内市立図書館や稚内総合文化センターのように夜間や土・日曜日、祝日でも開館している施設があり、それらの施設での縦覧も行うべきである。この件については、貴社から既出の環境影響評価図書に対する意見書でもこれまで再三再四要求しており、貴社からも「今後の環境影響評価図書で改善する」という返答を得ているが、一向に改善される気配がないことについて明確な説明を行うべきである。また、特に渡り鳥への影響や景観への影響を考慮すると、当事業の与える影響は稚内市及び猿払村内に収まるものではないため、宗谷・留萌管内の周辺自治体でも縦覧を行うべきである。
- インターネットでの配慮書の縦覧について、相変わらずダウンロード保存や印刷が不可能となっており、広く周知する姿勢とは程遠い状況である。よって、配慮書の縦覧からその方法及び期間を改めてやり直すべきである。この件についても、貴社から既出の環境影響評価図書に対する意見書でこれまで再三再四要求しており、貴社からも「今後の環境影響評価図書で改善する」という返答を得ているが、一向に改善される気配がないことについて明確な説明を行うべきである。
- 貴社から既出の環境影響評価図書の扱いから、今回の配慮書も縦覧期間を過ぎると、紙媒体でもインターネット利用でも縦覧することが不可能となることが予想される。「環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方（平成 24 年 3 月環境省総合

環境政策局環境影響評価課)」に従って、「少なくとも同一の案件に対する環境影響評価手続が終了するまでは、引き続き公開すること」「特段の理由がない限り、引き続きインターネット上で公表すること」が必要である。この件についても、貴社から既出の環境影響評価図書に対する意見書でこれまで再三再四要求しており、貴社からも「今後の環境影響評価図書で改善する」という返答を得ているが、一向に改善される気配がないことについて明確な説明を行うべきである。

- 以上のように、この計画は地域住民やこの地域の自然景観を愛する全国・全世界の多くの人々に十分な説明を行い、住民参加・合意形成をじっくり計って進める姿勢が取られているとは言い難く、今後計画を進めるに当たってはより一層の住民参加・合意形成を計る努力を行うことが必要であり、もしその意思がないのであれば計画は撤回するべきである。
- 貴社は情報収集のために当法人と何度も接触しているにも関わらず環境影響評価図書を当法人に提供しないことは不誠実であるので、既出のもの今後公開するものともに当法人に提供すべきである。なお、エコ・パワー（株）は「幌延町・天塩町における風力発電事業」「稚内市・豊富町における風力発電事業」の計画段階環境配慮書ならびにその要約書を当法人に送付している。
- 環境影響評価による影響の予測が正しいものであったかを検証するため、実際に風力発電施設を建設した場合には事後調査を実施することをその内容も含めて今後の環境アセスメント図書で明記し、この事後調査により予測以上の影響評価があった際には事業を停止し、事業者の負担により元の環境を復元することも明記する必要がある。
- この意見書に対する返答は次段の環境影響評価方法書において行うことでは、この意見書は環境影響評価に十分反映されるとは言い難い。よって、速やかに書面において返答し、必要に応じて口頭での説明を行うこと。また、その返答に対する意見書も受け付けて今後の環境影響評価に反映すること。返答の期限は、当配慮書の縦覧期間並びに意見書提出期間よりも長く設定して平成 27 年 9 月 10 日までとするので、必ず対応すること。